被扶養者認定添付書類一覧表（公的証明書の有効期限は3ヶ月とする）

扶養加入申請する場合、**被扶養者異動届に加えて**次に該当する書類を提出してください。

（R3.4）

書類番号	書　類　名	原本取得場所
1	住民票(原本) **続柄省略不可**	市区町村
	※被保険者と別居の場合は、被保険者との続柄が記載されている戸籍謄本(原本)を提出	
2	戸籍謄本(原本)	市区町村
3	扶養事実申立書(健保所定の書式)	被保険者勤務先又は健保組合
4	所得証明書(原本) 直近のもの	市区町村
5	雇用保険受給資格者証(写)	職業安定所
6	離職票－1、2(写) ※取得に時間を要する場合は後日提出可	扶養認定対象者の勤務先
7	退職証明書(健保所定の書式)	被保険者勤務先又は健保組合
8	収入証明書(健保所定の書式) 今後1年間の見込を証明	被保険者勤務先又は健保組合
9	年金受給はがき(写) 直近のもの	年金事務所
10	在学証明書(原本) 現在取得できる直近のもの	大学、専門学校 等
11	月単位生計費調査票(健保所定の書式)	健保組合
12	送金証明書(直近3ヵ月分) 送金金額と送金元と送金相手がわかるもの	預金通帳の写し

注1）7、8の書類は、健保所定の書式に扶養認定対象者の勤務先で記入してもらったものを提出
注2）公的証明書は、マイナンバーが省略されているものを取得
注3）その他、追加書類をご提出いただく場合があります。ご了承ください。

1.子供

事　例		書類番号
＜18歳未満＞		
無職・無収入		1
学生以外で、アルバイト等の収入がある		1、3、8
＜18歳以上＞		
在学中で、無職・無収入		1、3、10
在学中で、アルバイト等の収入がある		1、3、8、10
パート、アルバイト等収入がある		1、3、8
現在、失業給付を受給中		1、3、5
現在、無職・無収入で	過去1年間、無職・無収入	1、3、4
	過去1年間、失業給付の受給を終了した	1、3、5
	過去1年間、勤務先を退職後、失業給付を受給しない	1、3、6
	過去1年間、退職した勤務先で雇用保険未加入	1、3、7
※ 上記に加えて、年金収入(障害等)がある		9

2.配偶者

事　例		書類番号
パート、アルバイト等収入がある		1、3、8
現在、失業給付を受給中		1、3、5
現在、無職・無収入で	過去1年間、無職・無収入	1、3、4
	過去1年間、失業給付の受給を終了した	1、3、5
	過去1年間、勤務先を退職後、失業給付を受給しない	1、3、6
	過去1年間、退職した勤務先で雇用保険未加入	1、3、7
※ 上記に加えて、年金収入(老齢、障害等)がある		9

3.両親・兄弟姉妹

事　例		書類番号
パート、アルバイト等収入がある		1、3、8、11
現在、失業給付を受給中		1、3、5、11
現在、無職・無収入で	過去1年間、無職・無収入	1、3、4、11
	過去1年間、失業給付の受給を終了した	1、3、5、11
	過去1年間、勤務先を退職後、失業給付を受給しない	1、3、6、11
	過去1年間、退職した勤務先で雇用保険未加入	1、3、7、11
※ 上記に加えて、年金収入(老齢、障害等)がある		9
※ 上記に加えて、別居の事実がある		2(1は不要)、12

【注意事項】

1. 被扶養者認定チェックシートについて

当健保組合のホームページに被扶養者認定チェックシートを掲載しています。
扶養認定の申請をする前に、資格があるかどうかご自身でチェックしてみてください。

2. 扶養認定基準について

・扶養認定対象者の年間収入が130万円未満(認定対象者が60歳以上又は障害年金受給者については年間収入が180万円未満)かつ、被保険者の年間収入の二分の一未満である場合

被扶養者の年齢	収入限度額
59歳以下	年収130万円　(月額108,334円)未満
60歳以上(または年金受給者)	年収180万円　(月額150,000円)未満

・被保険者は、扶養認定対象者を経済的に主として扶養している事実があること・・・他
※収入限度額を超えると扶養削除となります。健康保険証の返却と削除届の提出が必要です。

3. 両親・兄弟姉妹の扶養認定

両親・兄弟姉妹の扶養加入については、被保険者がその家族を扶養せざるを得ない理由があり、
且つ**主とした生計維持関係があることが加入の条件**となる為、厳正な生計調査を実施した上で認定の
判断を行います。事前に「3.扶養事実申立書」「11.月単位生計費調査票」を当健保組合へ提出して、
扶養加入できるか否かを確認してください。

4. 75歳以上の扶養認定について

75歳に到達されている方は、後期高齢者医療制度の対象となりますので、扶養には加入できません。
お住まいの都道府県後期高齢者医療広域連合までお問い合わせください。

5. 扶養調査について

扶養加入後も、年に一度「被扶養者調査」を行い、扶養基準を満たしているか確認するため収入証明書等を
提出していただき、調査を実施します。
扶養調査にて収入限度額超過が判明した場合、当年度12月1日付けで削除し、再加入の申請可能となるのは
翌年度12月以降となりますので、ご注意ください。

6. その他親族の扶養認定について

上記に記載のない被扶養者を加入させたい場合は、下記お問合せ先までご連絡ください。手続きについて
ご説明致します。

その他の条件等詳しくはホームページをご覧ください。　https://www.daiokenpo.or.jp/
お問合せ先：大王製紙健康保険組合　総務課　(0896)24-5055